

○内閣府令第三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十四条の七第三項及び第十四条の九第一項の規定に基づき、特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(電磁的方法)</p> <p>第一条の二 法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。) を)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、特 定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は 電磁的記録媒体)をもって調製するファイルに情報を記録したものとす る。</p>
改正前	<p>(電磁的方法)</p> <p>第一条の二 法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に 記録しておくことができる物)をもって調製するファイルに情報を記 録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、磁 気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録し ておくことができる物)をもって調製するファイルに情報を記録したも のとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。